

●香川県監査委員公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年9月5日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	香 川 芳 文
同	高 城 宗 幸

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成28年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
西讃土木事務所	平成29年8月1日
長尾土木事務所	平成29年8月2日
高松土木事務所	〃
中讃土木事務所	平成29年8月3日
建築指導課	平成29年8月4日
都市計画課	平成29年8月17日
住宅課	〃
下水道課	〃
技術企画課（工事検査室）	平成29年8月18日
港湾課	〃
河川砂防課	〃
土木監理課	平成29年8月22日
(収用委員会事務局)	
道路課	〃
高松港管理事務所	平成29年8月29日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

証紙を貼付した書類について、袋とじで保存していないものがあった。（都市計画課）

イ 支出について

（ア）高速道路利用に係る通勤手当について、前年の利用月の利用証明書で確認していたため、支給額が過少になっているものがあった。（高松土木事務所）

（イ）物品の購入について、物品購入伺が作成されていないものがあった。（都市計画課）

(ウ) 補助金において、補助事業者が補助事業の実施箇所を変更したときは、補助金額の変更を生じない場合であっても、交付要綱に基づき変更交付申請書の提出を求めた上、変更交付決定を行う必要があった。（下水道課）

(エ) 自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。（技術企画課）

(オ) 出張における宿泊場所での駐車場利用料金について、旅費として支給される定額の宿泊料に含まれているにもかかわらず、前渡金で支払っているので、返納させる必要がある。（河川砂防課）

(カ) 県道と鉄道の交差部における高架橋架設工事を鉄道事業者に委託する場合で、県から工事材料を支給するときは、その取扱いについて契約書に明記する必要がある。（道路課）

(3) 検討指示事項

該当事項なし